

独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの給与に関する細則

平成20年7月11日

国立文化財機構細則第26号

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの就業に関する規則（以下「就業規則」という。）第25条に基づき、アソシエイトフェロー（以下「フェロー」という。）の給与に関することを定めることを目的とする。

(給与)

第2条 フェローの給与は年俸、通勤手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

2 フェローの受ける年俸は、別表1に定めるアソシエイトフェロー年俸表により決定する。

3 年俸は一会計年度で支給する。年度途中で採用された者の年俸額は、採用日から年度の終わりの日までの期間に応じた額とし、年度途中で退職した者の年俸額は年度の初めの日から退職日までの期間に応じた額とする。

4 この細則において要勤務日数とは、当該年の総日数から独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの勤務時間・休暇等に関する細則（以下「勤務時間細則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数とする。

5 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

6 就業規則第12条及び第35条の規定に該当する者については、当該期間にかかる給与は支給しない。

(給与の支給日)

第3条 年俸は、その12分の1の額（以下「基本給」という。）を、毎月17日（以下「支給定日」という。）に支給する。

2 超過勤務手当、休日給、夜勤手当は、一の月の初日から末日までの勤務実績に応じた分について翌月の支給定日に支給する。

3 通勤手当は、支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として独立行政法人国立文化財機構職員の通勤手当に関する細則に準じて定める期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

4 支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に、支給定日が月曜日でかつ休日に当たるときは支給定日の翌日に、支給する。

(給与の支払い)

第4条 フェローの給与は、通貨で直接フェローにその全額を支払うものとする。ただし、

法令又は労働基準法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 フェローの給与は、フェローが自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たにフェローとなった者には、採用の日から給与を支給し、職務内容の変更等により、年俸に異動を生じた者には、異動を生じた日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 フェローが退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 フェローが死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外、又はその月の末日まで支給する以外の場合は、その給与額は、その月の現日数から勤務時間細則第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 第11条、第13条、第14条及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この細則において「時間給」という）は、基本給を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

- 2 前項の1箇月の平均所定勤務時間は、当該年の要勤務日数に1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間とする。

(端数計算)

第7条 前条に規定する時間給を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第8条 この細則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(採用予定者の年俸)

第9条 新たにフェローを採用する場合、原則として、その者が行うこととなる職務の内容及び当該採用に係る予算を考慮して、号俸を予め定める。

(通勤手当)

第10条 通勤手当の支給及び認定は、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準じて行う。

(超過勤務手当)

第11条 超過勤務手当は、業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられたフェローに、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤

務1時間につき次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 1日の実労働の時間又は1週間の実労働の時間が法定労働時間に達するまでは、第6条に定める時間給を支給し、1日の実労働の時間又は1週間の実労働の時間が法定労働時間を超えて勤務した場合には、時間給に100分の125を乗じて得た額を支給する。
- (2) 勤務しない日（次条に該当する休日である場合を除く。）に勤務を命じられた場合には、勤務1時間につき、前号に定める割合による額を支給する。

第12条 勤務時間細則第7条に基づき、法定労働時間を超えて又は同細則第10条の休日に勤務を命じられた場合において、法定の労働時間を超えた時間と休日に勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えたフェローには、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前条及び次条の規定にかかわらず、第6条に定める時間給に100分の150を乗じて得た額を支給する。

（休日給）

第13条 勤務時間細則第10条に規定する休日（勤務時間細則第11条の規定により代休を与えられる場合を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられたフェローには、勤務を命じられた全時間（勤務時間細則第11条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に定める時間給の100分の135を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第14条 業務上の必要により午後1時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフェローには、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第6条に定める時間給の100分の25を夜勤手当として支給する。

（給与の減額）

第15条 フェローが勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第6条に定める時間給にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 当分の間、前項の規定にかかわらず、フェローが負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日（一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇又は就業禁止措置が引き続いている場合においては、当初の病気休暇又は就業禁止措置の開始の日）から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇又は就業禁止措置により勤務しなかった日に限る。）につき、基本給の半額を減ずる。

3 前項の規定の適用については、勤務時間細則第21条第1項各号に定める休暇の期間

その他別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(その他給与の決定及び支給等に関すること)

第16条 その他給与の決定及び支給等に関してこの規則に定めのないものについては、職員給与規程を準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成20年7月11日から施行する。
- 2 平成21年4月1日、平成22年4月1日における昇給の標準号俸数は第15条第2項に定める号俸数から1を減じた号俸とする。1を減じた数が0以下となる場合は昇給しない。
- 3 平成20年7月11日以降に新たにフェローとなり、その者の号俸の決定について第14条の規定の適用をすることとなった者のうち、新たにフェローとなった日（以下この項において「採用日」という。）から、第12条の規定による経験年数の数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年4月1日前となるものの採用日における号俸は、第14条の規定に係わらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年4月1日以降に新たにフェローとなった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年度の2月1日以後である場合にあっては、同年度の翌年度の4月1日）の翌日から採用日までの間における第15条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成22年4月1日まで（平成23年4月1日以後に新たにフェローとなり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を減じて得た号数の号俸とする。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年12月1日に改正し、同日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、本規程第29条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にフェロー以外の者又はフェローであって適用される年俸表並びにその級及び号俸がそれぞれ次の表の年俸表欄、級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらのフェロー以外のフ

フェロー（以下「減額改定対象フェロー」という。）となった者にあつては、その減額改定対象フェローとなった日）においてフェローが受けるべき基本給，基本給の調整額，扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，基本給を支給されなかった期間又は減額改定対象フェロー以外のフェローであつた期間があるフェローにあつては，当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

年俸表	級	号俸
フェロー年俸表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この細則は，平成22年1月22日に改正し，平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は，平成22年12月24日に改正し，同日から施行，平成22年12月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は，本規程第29条第2項の規定にかかわらず，当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にフェロー以外の者又はフェローであつて適用される年俸表並びにその級及び号俸がそれぞれ次の表の年俸表欄，級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらのフェロー以外のフェロー（以下「減額改定対象フェロー」という。）となった者にあつては，その減額改定対象フェローとなった日）においてフェローが受けるべき基本給，基本給の調整額，扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，基本給を支給されなかった期間又は減額改定対象フェロー以外のフェローであつた期間があるフェローにあつては，当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

年俸表	級	号俸
フェロー年俸表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成23年4月1日において43歳に満たないフェロー（職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成23年4月1日において第15条の規定により昇給したフェローその他当該フェローとの権衡上必要があると認められるフェローの平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とすることができる。

附 則

この細則は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成24年3月23日に改正し、同日から施行、平成24年3月1日から適用する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、本規程第29条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間にフェロー以外の者又はフェローであって適用される年俸表並びにその級及び号俸がそれぞれ次の表の年俸表欄、級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらのフェロー以外のフェロー（以下「減額改定対象フェロー」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象フェローとなった日）においてフェローが受けるべき基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間又は減額改定対象フェロー以外のフェローであった期間があるフェローにあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

年俸表	級	号俸
フェロー年俸表	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで

- (2) 平成 23 年 6 月及び平成 23 年 12 月に支給されたそれぞれの期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 24 年 3 月 23 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 2 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たないフェロー（同日において、職務の級における最高の号俸を受けるフェローを除く。）のうち、当該フェローの平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 16 条の規定による昇給その他の号俸の決定状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるフェローの平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（フェローの調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるフェローにあつては、2 号俸）上位の号俸とすることができる。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 31 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 26 年 3 月 20 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 2 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳に満たないフェロー（同日において、職務の級における最高の号俸を受けるフェローを除く。）のうち、当該フェローの平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日、平成 21 年 1 月 1 日及び平成 24 年 4 月 1 日の第 16 条の規定による昇給その他の号俸の決定状況を考慮して調整の必要があるフェローの平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とすることができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 20 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 12 月 18 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(給与に関する経過措置)
- 2 この規則の施行日の前日から引き続いて雇用される（契約の更新を含む。）フェローの給与については、改正前の規定により支給することができる。ただし、改正前の第 18 条の規定については、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程第 20 条の規定を準用し、支給する。

別表 1 アソシエイトフェロー年俸表

号 俸	年俸額	基本給
1	2, 5 2 0, 0 0 0	2 1 0, 0 0 0
2	2, 7 6 0, 0 0 0	2 3 0, 0 0 0
3	3, 0 0 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0
4	3, 2 4 0, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0
5	3, 4 8 0, 0 0 0	2 9 0, 0 0 0
6	3, 7 2 0, 0 0 0	3 1 0, 0 0 0
7	3, 9 6 0, 0 0 0	3 3 0, 0 0 0
8	4, 2 0 0, 0 0 0	3 5 0, 0 0 0
9	4, 4 4 0, 0 0 0	3 7 0, 0 0 0
1 0	4, 6 8 0, 0 0 0	3 9 0, 0 0 0
1 1	4, 9 2 0, 0 0 0	4 1 0, 0 0 0
1 2	5, 1 6 0, 0 0 0	4 3 0, 0 0 0
1 3	5, 4 0 0, 0 0 0	4 5 0, 0 0 0
1 4	5, 6 4 0, 0 0 0	4 7 0, 0 0 0
1 5	5, 8 8 0, 0 0 0	4 9 0, 0 0 0